第２次宗像市男女共同参画プラン
後期計画

お互いを尊重して、みんなが幸せに生活できるまちづくり

（２０１６年度～２０２０年度）

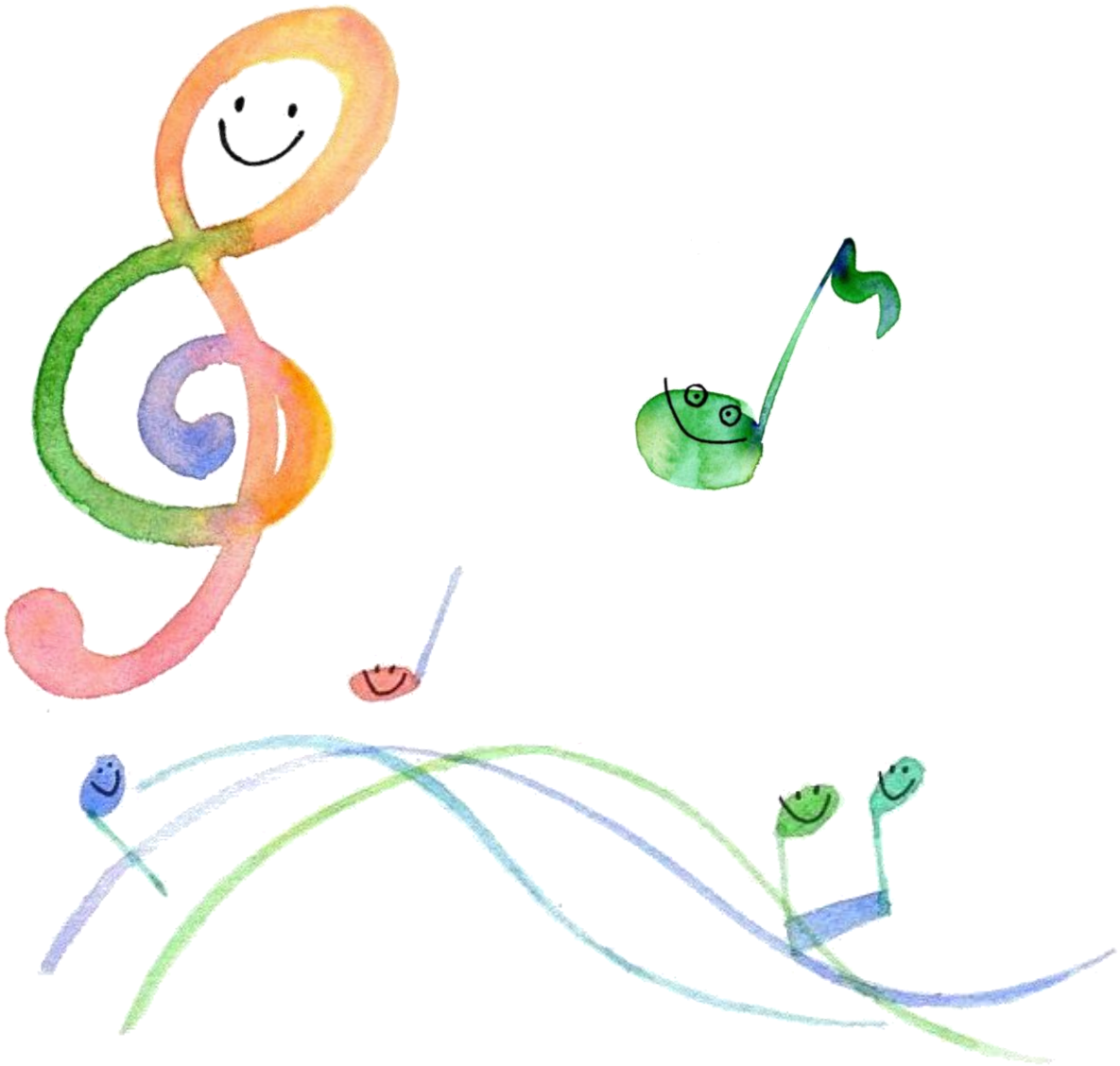

平成２８年４月

宗　像　市

はじめに

近年、少子高齢化、経済のグローバル化の進展により、社会や経済の情勢は大きく変化しているなか、男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく、すべての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

宗像市では、平成の市町村合併を行い、従来のベッドタウンから離島や海などの自然を有する現在の「宗像市」となりました。

新たな事業展開として、平成２６年度から「男女共同推進センター」を市民サービス協働化提案制度に基づき協働委託し、機能の充実を図りながら更なる啓発活動を展開しています。

今回、前期計画の５年間の成果と反省を踏まえ、平成２７年度からの「第２次宗像市総合計画」との整合性を図りながら、現在の基本目標を更に発展すべく重点項目として再度掲げたうえで、見直し・追加・修正を行いました。

この計画の見直しにあたり、男女共同参画社会に関する市民意識調査やパブリック・コメントを通し、貴重な意見をいただきました市民のみなさま、長期にわたりご審議いただきました宗像市男女共同参画推進懇話会の委員のみなさまに心から感謝申し上げます。

平成２８年４月

宗像市長　谷井　博美

もくじ

第１章　計画策定の目的と背景

1　計画策定の目的 …… 1
2　計画策定の背景 …… 2
（１）世界の取り組み …… 2
（２）国・県の取り組み …… 3
（３）宗像市の取り組み …… 4

第２章　計画の概要

1　宗像市の現状と課題 …… 6
2　計画の位置づけ …… 11
3　計画の期間 …… 11
4　計画の基本理念 …… 12
5　計画の体系 …… 13

第３章　目指すべき方向と施策の進め方

基本目標Ⅰ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確立に向けた社会づくり

1　家庭生活における男女共同参画の推進 …… 15
2　両立しやすい職場環境づくり …… 20

基本目標Ⅱ　一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

1　あらゆる暴力根絶のための対策と推進 …… 23
2　生涯を通じた女性の健康支援 …… 28
3　みんなが安全に暮らせる社会環境づくり …… 29

基本目標Ⅲ　性別にとらわれない社会づくり

1　男女共同参画意識の浸透 …… 30
2　教育・学習の場における男女共同参画の推進 …… 33

基本目標Ⅳ　個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる社会づくり

1　政策・方針決定過程への女性の参画の推進 …… 37
2　地域・社会活動への男女共同参画の推進 …… 40
3　職域における男女共同参画の推進 …… 42
4　国際社会との連携 …… 44

◇　計画の推進 …… 45

もくじ

資料編

1　男女共同参画に向けての動き …… 47
2　男女共同参画社会基本法 …… 49
3　宗像市男女共同参画推進条例 …… 56
4　宗像市男女共同参画推進条例施行規則 …… 61
5　宗像市男女共同参画推進本部設置要綱 …… 62
6　宗像市男女共同参画推進懇話会規則 …… 64
（別表　宗像市男女共同参画推進懇話会委員）
7　後期計画策定の経緯 …… 66
8　用語の解説 …… 67

※本文中の「*」については用語の解説をご参照ください。

第１章　計画策定の目的と背景

第１章　計画策定の目的と背景

1 計画策定の目的

宗像市では、女性問題の総合的な施策の立案とその推進を図るため、1993（平成５）年に「宗像市女性問題懇話会」を設置、男女共同参画社会の確立を基本理念とした「むなかたレディースプラン」を策定しました。さらに、1994（平成６）年から女性センターの建設に向けて検討を開始し、1998（平成 10）年に、女性政策を推進するため女性政策課を設置、次いで、女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施してきました。そして 2001（平成 13）年には、「宗像市男女共同参画プラン」を策定、さらに 2004（平成 16）年には「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する施策や事業を積極的に推進しているところです。

このような取り組みの結果、種々の改善が進み、例えば審議会等委員の女性比率は、1998（平成 10）年に 20.7％でしたが、最近（平成 26 年４月１日現在）では 35.4％となり県内で上位の結果となっています。しかしながら、そのような進展の一方、社会のさまざまな分野で、意思決定に参加する女性の割合が、依然として低いことも事実です。また、平成 25 年調査で見ると、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等が根強く存在していることがわかります。そして、実際に仕事と家庭の両立は、女性にも男性にも困難な状況にあり、宗像市のみならず、国の施策としてもワーク・ライフ・バランスが提唱されています。

このような課題に対応するため、市・市民・学校・事業所等が連携して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、男女がともに参画できる男女共同参画社会」、「お互いを尊重してみんなが幸せに生活できるまちづくりの実現」を目指して、「第２次宗像市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画策定の背景

（１）世界の取り組み

男女共同参画の世界的な取り組みは、国連が 1975（昭和 50）年を国際婦人年と定めて以来、継続的に進められてきました。同年、国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議）が開催され、各国の取るべき施策の指針となる世界行動計画が採択されました。1979（昭和 54）年の第 34 回国連総会では女子差別撤廃条約が採択され、この条約は固定的な性別役割分担意識の変革を理念としており、世界の男女平等政策の基盤となりました。

1993（平成５）年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。1995（平成 7）年の第 4 回世界会議では、女性に対する暴力の問題の重要性が認識されるとともに世界の女性の地位向上と*エンパワーメントを目指すために、行動綱領や北京宣言が採択され、21 世紀に向けた政策の国際的な指針と位置づけられました。

その後、2000（平成 12）年に開催された国連特別総会（女性 2000 年会議）では、北京行動綱領の実施を促進するための成果文書が採択され、世界各国の推進状況について成果の見直しと今後の課題を検討し、課題解決に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。これ以降、5 年ごとに国連の「女性の地位委員会（CSW)」において、「北京宣言」と「北京行動綱領」の実施状況についての検証が行われています。2011（平成 23）年には、既存のジェンダー関連４機関を統合し「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women)」が発足しました。「UN Women」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たすもので、我が国は初代執行理事国となっています。世界的に男女共同参画の推進に向けて着実な歩みが続けられています。

（２）国・県の取り組み

国際的な動きに連動して日本においても男女共同参画の取り組みが進められてきました。

1985（昭和 60）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、1986 年（昭和 61）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」を制定、男女平等を進めるための法的な整備が進められました。そして、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が我が国にとって 21 世紀の最重要課題と位置づけられ、法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画社会基本法の第 9 条では、地方公共団体の責務として、同法の基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策及び地方に応じた施策を策定し、実施することが明示されています。これを受け、福岡県内でも 2001（平成 13）年に福岡県男女共同参画推進条例を制定しました。同年、男女共同参画推進課へ組織改正があり、県においても推進体制が強化されました。

2001（平成 13）年に内閣府に男女共同参画局や男女共同参画会議が設置され、男女共同参画社会づくりに向けた推進体制が強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行され、2007（平成 19）年の法改正により、市町村においても基本計画を策定することが努力義務となりました。2013（平成 25）年には、ストーカー行為規制法と合わせた形で法改正され、恋人間の暴力にも対応できるよう拡充され、女性に対する暴力の根絶に向けた施策が進められてきました。

2005（平成 17）年に策定された男女共同参画基本計画（第２次）では科学技術分野女性参画拡大などとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が掲げられ、家庭や地域への男性の参画が重視されてきました。2010（平成 22）年に策定の第３次計画では、男性にとっての男女共同参画の意義の浸透がいっそう進められました。2015（平成 27）年６月には、経済社会で女性の活躍を促進するために、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」が国会で可決されたところです。

県においても、2002（平成 14）年には「第１次福岡県男女共同参画計画」、2006（平成 18）年には「第２次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。平成 23 年には、事業の進捗状況を踏まえて「第３次福岡県男女共同参画計画」が策定され、これまでの施策をより総合的、計画的に推進することになりました。

また、平成 18 年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、さらに、平成 23 年には「第２次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、被害者の実情に即した取り組みへと強化されています。

（３）宗像市の取り組み

本市では、1983（昭和 58）年に「働く婦人の家」を設置し、女性の能力開発や福祉の向上の取り組みに着手しました。1990（平成２）年には女性問題の総合調整を企画調整部企画課が担当し、事業の実施を働く婦人の家が受け持つなど、担当業務の位置づけを行いました。

翌 1991（平成 3）年には、「第３次宗像市総合計画」の中で、男女平等社会の実現に向けて、「①女性対策推進体制の整備、②社会参加の促進、③教育・啓発事業」を施策の柱にあげ、男女平等社会づくりに努めてきました。翌 1992（平成４）年には、本市の実情にあった女性行政施策を展開するために、「男女共同参画社会に関するアンケート調査」を実施しました。

これらの施策、事業を受けて、1993（平成５）年には、「宗像市女性問題懇話会」を設置し、男女共同参画社会の確立を基本理念にした「むなかたレディースプラン」を策定しました。さらに 1994（平成 6）年から「女性センター」の建設について検討を開始し、1998（平成 10）年には、女性政策を推進するため女性政策課を設置するとともに、宗像市女性センター「ゆい」をオープンし、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

2003（平成 15）年からは、女性政策課を男女共同参画推進課、女性センターを男女共同参画推進センター「ゆい」と改称し、啓発事業、チャレンジ支援事業、相談事業等を積極的に行っています。

また、2004（平成 16）年、「宗像市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市は、平成 15 年に旧宗像市と旧玄海町、平成 17 年に旧大島村が合併しました。2 つの離島を擁する市となり、離島に対する取り組みや、漁業分野への男女共同参画に関する取り組みを進めているところです。

男女共同参画推進センターの管理・運営については、平成 25 年度から市民活動団体に協働委託、さらに平成 26 年度からは市民サービス協働化提案制度による協働委託で実施しています。民間団体のノウハウを活用し、啓発講座や資格取得講座、土日等休日や夜間講座を実施しています。これにより男性対象講座、子育て支援講座、ＰＴＡやコミュニティセンター等地域での講座を充実することができ、広く多くの市民に啓発を行っています。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害者支援については、相談体制の充実と庁内の関係部署や関係機関との連携強化を図るため、「こころと生き方の相談」を平成 24 年度に男女共同参画推進センターから市役所内に移設しました。

また、市では事業所として、平成 26 年 6 月に「女性の大活躍推進福岡県会議」で「女性大活躍推進宣言」を行い、女性が活躍する社会をつくるため、女性役職者の比率の引き上げに向けて人材育成の強化に努めていきます。

以上のとおり、宗像市は男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みを進めてきました。しかしながら、近年、非正規雇用の増加と正規雇用者の過重労働といった、働き方の二極化に拍車がかかり、安定した家庭生活を営むことに支障が生じてもきています。共働き世帯は増えていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識はまだ残っており、働き方や子育て支援もこうした性別役割分担を前提とした部分が見られます。男女がともに、仕事とそれ以外の活動（家庭生活、地域活動、個人の趣味など）を、自ら希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。また、女性に対する暴力については、宗像市でも相談・支援体制を整え事業に取り組むなかで、被害の実態や深刻さが少しずつ明らかになってきました。今後さらに、取り組みの充実が必要です。

第２次宗像市男女共同参画プランでは、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた社会づくり、暴力の根絶に向けて一人ひとりの人権が尊重される社会づくり、そしてそれらの基盤となる性別にとらわれない社会づくり、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会づくりに取り組んでいきます。